## マルヨシセンター善通寺店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により 聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとお り公告する。

平成21年11月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告 平成21年7月1日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 マルヨシセンター善通寺店 善通寺市上吉田町本村道下1296番地
- 3 法第8条第1項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要
  - ・青少年の非行防止対策を考慮した人員配置をお願いしたい。
  - ・夜間から深夜における敷地内の車両騒音について特段の配慮をお願いしたい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年11月20日(金曜日)から同年12月21日(月曜日)ま
	C